

公告 第671号

組合規程の一部変更について

令和2年8月3日付SCSK健発第262号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和2年8月4日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

- 変更する規程
 - ・付加給付支給規程

以上

付加給付支給規程
新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
「略」 (支給時期) 第4条 付加金の支給は、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについては毎月1回、被保険者からの法定給付の請求にかかるものについては毎月 <u>2回</u> 支給する。 「略」 附則 この規程は令和2年8月1日から施行する。	「略」 (支給時期) 第4条 付加金の支給は、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについては毎月1回、被保険者からの法定給付の請求にかかるものについては毎月3回支給する。 「略」